

令和6年（2024年）9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和6年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年9月13日（金）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

欠席議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

2 番 宮 地 忍	3 番 岡 村 哲 雄
-----------	-------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 宮地 忍議員

3番 岡村哲雄議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月4日火曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、委員より、歳出9ページ、職員人事管理事業の内容について質疑があり、課長より、職員の人事と給与を管理しています。今回の補正は児童手当法の改正により管理システムの改修を行うための改修費ですとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、税務課所管分については、まず課長から追加説明として、このたびの固定資産税に関する課税誤りによって、多くの方々にご迷惑をおかけしたことをおわびさせていただきます。原因については、本会議で説明させていただいたとおり、令和6年度の固定資産税の評価替えの更新作業の際に、令和6年度用に設定してあった単価が令和5年度単価に切り替わ

ってしまったことによるものです。今回の補正予算では、歳出10ページ、通信運搬費として、55万8,000円の内訳は、誤って課税した方への更正通知等の郵送料34万4,000円、返金対象となった方からの振込口座の返送分の郵送料21万4,000円です。また、手数料として、返金に関する振込手数料12万1,000円を計上させていただいています。

本来であれば必要のなかった経費となりますので、今後は今まで以上に多くの者で確認作業を行うことにより、再発防止に努めていきたいと思いたいとの説明があり、その後質疑に入り、委員より、通知の発送数と現在の返送数、また申請してこなかった場合のお金はどうなるのかとの質疑があり、課長より、発送数は3,641通で、そのうち還付対象者は1,680件です。返送数は9月3日現在で731件です。電話等で問合せがあった場合は返送していただくようお願いしているところです。還付の申出がなかった場合は、固定資産税の歳入としての処理になろうかと思いますが、本来戻すべきお金ですので、申出がなかった場合については、財政課等とも協議していきたいと思いたいとの答弁でした。

また、委員より、対象者に通知を発送した後、返送してもらってから振り込むと職員の手間もお金もかかると思われますが、これ以外に何か方法がなかったのかとの質疑があり、課長より、当初発覚した時点でいろいろと協議をさせていただき、令和7年度の固定資産税に反映させるという案もあったのですが、やはりご迷惑をおかけしていることもあり、より早くお戻しするべきではないかという声が大きく、今回のような措置を取らせていただきましたとの答弁でした。

以上で、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、委員より、工事請負費約35万6,000円の漁業振興対策事業の詳細について質疑があり、課長より、銚子川湯口堰堤修繕工事は、令和5年度に予算を認めていただき、令和5年10月2日から令和6年3月22までの工期で進めてきました。工事は11月の渇水期から予定しており、玉石を調達したところ、11月から2月に雨が降る日が多くなかなか銚子川の水量が減らず、工事箇所の魚道に水が流入してコンクリートの打設ができず、令和5年度については工事を終了しました。令和6年度に、銚子川漁協と相談したところ、やはり早くに修繕工事をしてほしいという強い要望があり、9月補正での予算要求とさせていただきました。工事については、昨年度と同様10月頃に工事を発注し、11月から2月にかけての渇水期に工事を進めたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、改修工事の工法について質疑があり、課長より、工事をする水路の延長は約25mで、幅が3m、高さは1.4mです。約3m間隔で、高さ1mのコンクリートで壁を造って

おり、3 m角のプールのようなものができて、上流からの水はそこで一旦スピードが落ちるような仕組みになっています。それでも、大体50cm以上の段差ができるということで、アユやアマゴなどが登るには困難な状況にあります。そこで、水路の底の面に玉石をコンクリートに並べ、さらに流速を弱くして魚が遡上しやすいよう、修繕工事を進めたいと考えています。今回施工するに当たっては、どのような工法がよいのか銚子川漁協にお聞きし、それを参考にさせていただきましたとの答弁でした。

委員より、工事請負費で135万6,000円ということですが、昨年度の予算と変わっていないのか、また令和5年度で一旦事業が終わったと言われましたが、繰越明許費で残せなかったのかとの質疑があり、課長より、令和5年度の予算は123万2,000円となっており、12万4,000円の増額です。この増額分については、労務費の単価が令和6年度では若干上昇したことや、コンクリートの材料費も上がっているということで、昨年度の予算額よりも増額となります。昨年度は工事の発注をしましたが、材料となる玉石の部分だけとなり、施工自体は全くできていない状況です。川の水が少なくならないため工事を中止し、契約金額を減額して精算しました。

繰越明許費の要求は、2月上旬に提出する必要がありますが、この工事は3月22日まで工期を取っており、繰越明許費の締切りから1か月以上があり、また3月にかけて川の水も落ち着くと予測していました。結果的に、川の水が減らないということで、工事も完成せず、また繰越しの措置も取っていませんでしたので、改めて9月補正での要求とさせていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管部について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管部については、委員より、歳出14ページの工事請負費について質疑があり、課長より、キャンプ i n n 海山の浄化槽の曝気用ブローの故障による取替工事になります。この曝気用ブローは、浄化槽のブローから散気管を通じて浄化槽内に空気を送り、酸素を水中内に溶かし、好気性の微生物を発生させる機械です。故障したのはゴールデンウィーク前で、夏場の繁忙期に当たるため、早急に取り替えなければいけないということで、既決予算を流用し修繕しました。工期については、6月13日から7月18日の期間で修繕しましたとの答弁でした。

委員より、どの予算から流用したのかとの質疑があり、課長より、今回はオートキャンプ場内での屋根の修繕工事の既決予算から緊急ということで流用しましたとの答弁でした。

また委員より、取り替えたブローはいつから使っていたものかという質疑があり、課長よ

り、平成23年頃から修繕状況を確認したところ、170人槽の浄化槽で、2基のブローのうち1基に関しては、平成29年度に故障により交換しています。今回故障したものに関しては、それ以前から設置しており、営業当初からついていたものではないかと想定していますとの答弁でした。

また委員より、ブローのワット数と、前回故障時の、交換した際の金額について質疑があり、課長より、出力は1.5kWです。今回の修繕は2基のうちの1基を交換しました。前回交換した際の金額は51万3,000円です。以前故障して修理してから、かなり物価上昇もあり、金額は上がっていると伺っていますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、まず課長から追加説明として、歳出15ページ、都市計画総務費302万1,000円の増額は、三重県が県内の都市計画区域を対象とした都市計画基礎調査を実施するに当たり、関係市町に対し資料の提出や必要な協力を求めるもので、9月補正にて計上しましたとの説明があり、その後質疑に入り、委員より、都市計画事務事業の内容について質疑があり、課長より、都市計画事務事業は、通年の事業はありません。おおむね5年に1回の事業で、三重県が見直しをかける資料の提出を、各都市計画区域を設置している市町に対して求めるものです。紀伊長島地区の赤羽を除く地域が、都市計画区域です。海山地区は都市計画区域外です。都市計画を新たに策定する予定はありませんとの答弁でした。

委員より、紀北町には都市計画審議会があり、そこで計画を諮って三重県に承認を得ると考えています。委託料300万円が5年ごとに必要になってきますが、紀北町では、人口、建物が減ってくるのが実態なので、都市計画区域を設定しているメリットよりもデメリットのほうが多くなっていくと思います。その辺も踏まえ、町の都市計画行政を進めていただきたいと思いますがいかがですかとの質疑があり、課長より、都市計画審議会に諮って三重県に進言する形になります。都市計画のデメリットの話もあったと思いますが、実際山本地区に土地区画整理事業施行区域という制限が加わっている区域もあります。全体的なことを考えながら、都市計画行政について進言、計画していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員より、補正予算の減額理由について質疑があり、課長より、歳入は令和5年度からの繰越金が634万8,000円で、歳出の主なものとして、尾鷲署の消防ポンプ車修繕、海山署水槽車修繕、消防本部・尾鷲消防庁舎移転建設事業に伴う移転候補地現況調査、測量業務委託料、不動産鑑定、調査委託料などの合計が208万2,757円と

なっており、歳入から歳出を差引きした補正額としては426万5,000円の減額となりますとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された1案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

それでは、次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。

令和6年9月議会定例会、教育民生常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月5日木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。なお、議案第52号については、委員7名にて採決をいたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、水道課の各課長と寮長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、今回の三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてですが、地方自治法第291条の3第1項の規定において、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとあります。かつ、この協議については、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっており、今回議案として上程させていただきましたとの

説明があり、その後質疑に入り、委員から、新旧対照表の新しいほうで資格確認書等とありますが、等には何が含まれますかとの質疑に対し、課長のほうから、資格確認書のほかに被保険者証、マイナ保険証、資格情報のお知らせが含まれます。資格情報のお知らせは、資格確認書以外の方に送付される資格の情報を載せたA4サイズのものでしたとの答弁でした。

また、新旧対照表の旧に、被保険者証及び資格証明書の引渡しとあります。資格証明書ですと、医療費は10割支払って医療を受けなくてはなりませんでした。今後資格証明書はなくなるのでしょうかとの質疑に対し、資格証明書は保険の資格はありますが、医療費は10割負担するというもので、今後この資格証明書がなくなりますとの答弁でした。

次に、後期高齢者の場合、保険料はほとんどの方が年金から天引きですが、天引きされるまでにかなり期間があり、その間に滞納が発生していると思います。紀北町においてそのような方は何%ほどいますか。今後、マイナ保険証になると、年金天引きになるまでの間の徴収が大変になるのではないかと思います。何か対策を考えていますかとの質疑に対し、年金から天引きされる特別徴収の割合は約85%です。75歳になると後期高齢者医療の保険に変わりますが、すぐに年金天引きになるわけではありません。生まれた月にもよりますが、約半年の自主納付になります。その間、未納になる方もみえますので、75歳になるときに保険が変わることにより、一旦年金天引きや口座振替が止まりますという通知を行い、その期間が未納にならないような対策を考えていますとの答弁でした。

次に、介護保険は、年金が月額1万5,000円未満の方は年金から引かれませんが、後期高齢者は幾らくらいの方が普通徴収になるのですかとの質疑に対し、年金支給額から判断するのですが、まず1番に介護保険料が引かれます。その後、後期高齢者の保険料が引かれますが、保険料の合計額が年金の支給額の2分の1を超える場合は普通徴収になりますとの答弁でした。

また、前期高齢者で保険料を口座振替や年金天引きで納めている方が75歳になったときに、自動で引継ぎできないのですかとの質疑に対し、国民健康保険と後期高齢者医療保険とは制度が違いますので、引き継ぐことは難しいです。このことについては、疑問に思われる方が多くみえますので、丁寧に説明させていただいていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を審査いたしました。

まず、委員から、本会議で、小規模A型や小規模B型という説明があり、対象者はいないということでしたが、詳しく説明をお願いします。また、提案理由の中の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いとは、具体的にはどのように改正されたのですかととの質疑に対し、課長のほうから、提案理由の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正というのは、今回改正させていただく満3歳以上、満4歳に満たない児童に対する保育士等の基準が児童20人から15人、満4歳以上の児童に対しては30人から25人という改正になっています。

議会で説明させていただいた保育の事業類型ですが、第29条の小規模保育事業A型で認可定員は6人から19人、職員資格は保育士となります。第31条は小規模保育事業B型で、認可定員は同じく6人から19人ですが、職員資格は2分の1以上が保育士という形で、少し緩和されています。第44条は保育所型事業所内保育事業所です。定員は20名以上、職員資格は保育士の事業所です。第47条は小規模型事業所内保育事業所で、定員が19名以下、職員資格は2分の1以上が保育士という施設の分類となっていますとの答弁でした。

委員から、こういう保育所は紀北町にはないということで、特別な保育所に当たるのだと思いますが、説明をお願いしますとの質疑に対し、主にこの家庭的保育事業等というのは、都市部で小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ることが目的になっているものです。紀北町及び恐らく東紀州にはないのではないかと思いますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、まず課長から追加説明として、歳入6ページ、子ども・子育て支援事業費補助金89万9,000円の増額は児童手当制度改正に伴う公務員分の業務システム改修に対する補助金で、補助率は国100%です。具体的には、紀北町役場及び紀北広域連合と三重紀北消防組合の分となります。紀北広域連合と三重紀北消防組合の紀北町分は負担割合で算出しています。補助金を福祉保健課で一括して申請することになりましたの

で、歳入のみ計上させていただいております。また、8ページ、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費補助金1,680万7,000円の増額は、予防接種事業に対する助成金です。

今年度、秋冬に予定している新型コロナワクチン接種において、当初国の試算では、ワクチン代3,260円、接種費用3,740円、合計7,000円と示されていましたが、国から新たに示されたワクチン代は1万1,600円で、ワクチン代の差額8,300円が追加交付されることになりました。なお、助成金は基金管理団体から交付されることになります。

歳出11ページ、紀北広域連合運営事業は、先ほど歳入で説明させていただいた児童手当制度改正に伴う公務員分の業務システム改修に対する補助金である子ども・子育て支援事業費補助金の財源充当です。12ページ、予防接種事業1,660万8,000円の増額は、歳入で説明させていただいたものと同様で、ワクチン費用の差額を計上しています。国から示されたワクチン接種費用は、1回1万5,300円となり、助成額8,300円となります。実際はワクチンの流通価格と医師の手技料等を町と医師会で契約することになります。また、ワクチンの価格は確定していないため、これから医師会と協議して決定しますので、ご了承いただきたいと思います。また、接種の自己負担については、当初は2,400円で積算していましたが、ワクチンの費用がまだ未確定であるため、医師会で相談して決めたいと思っています。

接種対象者については、インフルエンザと同様になり、主に65歳以上の方になります。接種者の積算は当初予算と同じですが、令和5年度のコロナワクチン接種数を参考に、一般2,000人、生活保護25人として計算していますとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、これは変異株の12のワクチンですかとの質疑に対し、11か12かというのは分かりませんが、去年秋冬に接種させていただいたワクチンとは別のワクチンで、新しく開発されたワクチンとなりますとの答弁でした。

次に、インフルエンザの場合、高齢者の方の補助があったと思いますが、コロナの予防接種についてもあるのかお聞きします。また、個人負担が当初予算の積算で2,400円ほどというお話でしたが、いつ頃医師会との話が決定される予定なのかお聞きしますとの質疑に対し、インフルエンザについては、自己負担は1,500円となっています。ワクチン接種費用や自己負担に対する医師会との協議ですが、ワクチンの価格が近々出てくると思いますので、出てきたらすぐに協議をさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分については、委員から、12ページ、事業補助金の地球温暖化対策

事業について、補助金の申請のタイミングは登録した時点で申請するのですか。限られた予算だと思いますので、タイミングがずれたときにもらえる補助金がもらえないものになるのか詳細の説明をお願いしますとの質疑に対し、課長から、補助のタイミングについては、現在のところ10月1日から募集を開始し、締切りを11月末と考えています。既に9月ですので、今年度4月まで遡って、購入された方は補助対象とさせていただきたいと考えています。11月末の段階で予算を超えて申請があれば抽選という形にはなるとはと思いますが、それ以降は、補助金が残っていれば随時募っていく予定ですとの答弁でした。

委員から、今の時点で対象となる車両が登録されていること、また新しい登録された車両があるのかというデータは、町のほうで把握できているものはありますかとの質疑に対し、陸運局での登録の有無についての確認はできていません。軽自動車規格の電気自動車に関しては町で課税していますので、確認したところ、本年度登録分の確認はできませんでしたが、現在紀北町内で16台の電気自動車が登録されていますとの答弁でした。

また、補助金について三重県から説明があったのですかとこの質疑に対し、三重県からは、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定している自治体に対し、個別に打診がありましたとの答弁でした。

また、税というのは公平に使われるべきで、EV車だけこのような優遇がありますが、ハイブリッドも水素自動車もあります。もともと政府から1兆円弱ほどの予算が出ていると思います。その辺のところはリサーチしたことはありますかとの質疑に対し、国の補助金としては、クリーンエネルギービークルという補助金で、今回の電気自動車と燃料電池自動車以外にもプラグインハイブリッドもこの補助金の対象となっています。今回、三重県が電気自動車と燃料電池自動車に絞った理由としては、その補助金の対象車両のうち化石燃料を使用しない車両のみを補助の対象として、より二酸化炭素の排出抑制を進めたいという意図でこの補助金を創設したと聞いていますとの答弁でした。

また、中古は対象外ですかとの質疑に対し、今回は新車のみを補助対象としていますとの答弁でした。

また、40万円が1台で10万円が4台分という説明を受けましたが、燃料電池自動車の申請がなかった場合、10万円掛ける8台ということも可能なのですか。予定では1台と4台となっていますが、フレキシブルに予算を消化することは可能ですかとこの質疑に対し、予定台数としては、燃料電池自動車が1台、電気自動車が4台としています。対象車両を調べたところ、燃料電池自動車は5車種しかない一方、電気自動車は80車種あります。登録台数もそれ

に応じ、電気自動車のほうが圧倒的に多いということで、燃料電池自動車の申請がなかった場合はフレキシブルに対応できるものと考えていますとの答弁でした。

以上で、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

委員から、歳入5ページ、交付金の108万5,000円の減額について、詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、これは県からの交付金になりますが、当初予算では、仮係数で計算しています。その後、29市町分の確定数値が出て、今回紀北町では減額になりました。努力支援は、特定健診や保健事業などに対する評価になりますが、紀北町は1人当たり交付額で見ると三重県の中で18位ぐらいになっています。他市町で交付額が増加した市町もあり、紀北町では少し減額となりましたとの答弁でした。

また、国保の予算についての、県主導の国保連合会の会議はあるのですかとこの質疑に対し、予算についての会議はありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

委員から、歳出7ページ、事業負担金544万4,000円は保険料の増額という説明がありましたが、具体的にどのような増額ですかとの質疑に対し、これは年度末を過ぎた4月、5月分の出納閉鎖期間に支払われた保険料の増額分ですとの答弁でした。

次に、例年4月から5月の部分の保険料は、この時期に県のほうへ納付されるという理解でよろしいですかとの質疑に対し、毎年このように補正で対応していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

まず、委員から、歳入 6 ページ、歳計剰余金1,289万3,000円は、どのように剰余金を生み出したのかお聞きしますとの質疑に対し、令和 5 年度において、一般会計から2,200万円ほどの繰入れをいただきました。その繰入れがあったために剰余金が発生した形となります。急激に改善したわけではありませんが、引き続き努力していきたいと思いますとの答弁でした。

次に、現在の利用者数と改善に努めているところをお聞きしますとの質疑に対し、現在は、養護老人ホーム50人定員に対して20人、特別養護老人ホーム50人定員に対して34人となっています。改善というところでは、収入の不足は利用者が少ないことですので、利用者確保に向けて職員等で努力していますとの答弁でした。

また、委員から、住民のセーフティーネットとしての役割を果たすためのPRはどのようなになっていますかと質疑に対し、養護老人ホームの入所要件は、経済的あるいは環境的に自宅で過ごすことが困難な65歳以上の方が対象です。福祉課の入所判定で判定されれば入所できる施設となっています。たとえ低収入であっても、無理のない利用負担で入所できる状況です。特別養護は契約となります。一律介護度に応じた利用料が必要となってきます。所得に応じて食費、居住費の減額もあります。減免措置も行っていますので、比較的低料金で利用できると思っています。PRは、イメージアップを図りたいと思っており、地域おこし協力隊や各種新聞、ZTVに働きかけて赤羽寮の存在を知ってもらう努力をしていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第57号 令和 5 年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

まず、委員から、利益の処分方法の根拠について説明をお願いしますとの質疑に対し、未処分利益剰余金のうち、当年度変動額の2,277万443円については、損益計算書において当年度純利益の額となります。こちらの処分額の振り分けですが、平成23年に法改正があり、振り分け率で計算するという方法がなくなりましたが、それまで示された20分の1以上を減災積立金に積立てするということを踏襲して、純利益の20分の1以上の120万円、残りを建設改良積立金に積立てするということですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された８案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第53号 令和６年度紀北町一般会計補正予算（第２号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

質疑を終わります。

次に、議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします

ここで、10時30分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 18分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

日程第3

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第3 議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

おはようございます。

議案第50号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての反対の立場で討論をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、本年12月2日の保険証廃止に向けて規約の一部を変更するものです。

現在の被保険者証でも何の不自由もないのに、マイナ保険証とするものです。マイナンバーカードは任意のものでもあります。

病院等で他人の診療情報や薬剤情報が出るなど、深刻なトラブルが現に発生しております。10万人超の医師、歯科医師会が加入する全国保険医団体連合会の調査では、利用期間や薬局

に設置されたカードリーダー、オンライン資格確認の機械でトラブルがあったと回答したのは6割です。

先日行われました国保の協議会でも、医師の方が、大変難しいので自分たちの手では負えない、行政のほうから教えて欲しい、そういう発言もありました。パソコン操作などが苦手な高齢者にはメリットを感じにくいのが現状です。

被保険者証を廃止すれば、システムの不都合で患者が窓口で10割負担を求められるケースが増えることは避けられません。また、介護が必要な高齢者や障害者の方などの医療を受ける権利が奪われることにもつながるとも言われております。マイナ保険証は、現行の保険証以上に保管、管理が求められ、施設の職員に多大な責任を負わせることにもつながり、不安の声が広がっております。

カードの申請、取得、管理、利用時は大きな問題を抱えます。

このように、利用者本人や医療機関、介護など入所施設でメリットを感じにくい現状があります。政府は誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化と言っていますが、介護が必要な高齢者や障害者の方など、最も弱い立場の人々を取り残す可能性があり、また、行われております自民党の総裁選挙でもこのことが取り上げられる状態になっております。

敏速な一本化は認めることができません。

以上、私の反対の立場での討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（多数起立）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第51号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第 5 議案第52号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 5 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 議案第53号 令和 6 年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第53号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第2号）、9月5日に行われました教育民生常任委員会で私は賛成をいたしました。

ところが、9月9日頃を境に、世間でこの中の予算の一つ、新型コロナワクチンについて、今年10月を目途に、接種予想とされております次世代型メッセージRNAワクチン、レプリコンワクチンが含まれていることを、この危険性を知ることにより私の態度が誤りだったと思ひ、今回反対の立場で討論させていただきます。

これは、日本看護倫理学会が緊急声明書を出しております。日本看護倫理学会ということは、言わば医療関係者の身内、その団体がこのワクチンの接種に対して安全性及び倫理性に関する懸念を表明したものですから、国民、町民からしたら不安しかありません。

そもそも、このレプリコンワクチンはこれまでのワクチンとどう違うのか、従来のコロナワクチンはコロナワクチンのたんぱく質をつくるもとになる遺伝子情報の一部メッセンジャーRNAを体内に入れることでウイルスの免疫をつくるというものでした。今回のこのレプリコンワクチンは、そのメッセンジャーRNAが体内で自己増殖するタイプに変質したものです。ウイルスを構成するスパイクたんぱく質が自己増殖するから、少量の投与で効果が長続きするというメリットもあるとも言われておりますが、安全性及び倫理性に関しては懸念があります。

実はこのワクチン、開発国であるアメリカや大規模な治験を行ったベトナムでは許可が下りておりません。つまり、安全性を確認できるまでのデータが集積されていないということです。それなのに日本で許可されました。しかも、許可されているのは世界でも日本だけです。明治製菓です。

そして、レプリコンワクチンにどのような懸念があるかと説明書ではこのようにうたっております。接種者の皮膜から被接種者に感染するおそれがあり、これに対する実証実験もなされていない。2、自己増殖に歯止めが効かなくなり、永久的にスパイクたんぱくのとげとげが生産され続けるおそれがある。そもそも、メッセンジャーRNAが人体の遺伝子情報に影響を及ぼさないという証拠がないなどがうたわれております。

そして、専門家の新潟大学名誉教授の岡田正彦さんもこれに対して、ワクチンの有効率について95%と報告されていましたが、実態はどうなのか、多くの人が心配してきたのは、メ

ッセンジャーRNAという遺伝子を体内に入れて大丈夫なのかということでは、この点を調べたデータが一般には知られていません。そんな中で、自己増殖という新しい機能を加えたワクチン、もっと治験や実証実験を行い、いずれにしてもこのようなワクチンは使用すべきでないというのが私の私見ですとこの教授もおっしゃっておられました。

5類に以降して騒がれなくなったものの、現在も感染が流行している新型コロナ、このような疑惑の残るワクチンの予算が含まれており、町民の健康を守る予防接種としてふさわしくない点があるということで、私の反対の討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いし、私の反対討論を終わらせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第54号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第55号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第56号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第57号 令和5年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、特別委員会からの発議案と議員からの意見書案提出のため、この場で暫時休憩いたします。

(午前 10時 48分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 49分)

日程の追加

入江康仁議長

発議案1件と意見書案1件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案1件と意見書案1件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

入江康仁議長

それでは、追加日程第1 発議第2号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

奥村仁議会改革調査検討特別委員長。

奥村仁議会改革調査検討特別委員長

それでは、発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号

令和6年9月13日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 奥村 仁

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

能率的で円滑な委員会運営に資すること及び委員会での審議をより一層充実させることを目的に本条例を改正する。

それでは、紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

紀北町議会委員会条例の改正文であります。

まず、第2条の改正につきましては、水道に関する事務の所管を第2号の教育民生常任委員会から第1号の総務産業常任委員会へ変更するものであります。

次に、第3条の改正につきましては、常任委員の任期を1年から2年に変更するもので、この改正により議会運営委員も任期が2年となります。

最後に附則でございます。

この条例の施行日を令和6年12月1日と定めるものであります。

3ページは、新旧対照表であります。

説明は以上であります。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程2

入江康仁議長

次に、追加日程第2 意見書案第2号 健康保険証の存続を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

意見書案第2号

令和6年9月13日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 原 隆伸

賛成者 紀北町議会議員 近澤チヅル

健康保険証の存続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等一部「改正」法）」を成立させ、2024年12月2日の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、法案審議の過程やその後の各種調査のなかで様々な問題が明らかになっています。医療機関窓口で資格無効と判断され医療費の10割が請求された事例や別人情報が紐付け・登録されているケースなど、大きな医療事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されており、多くの国民・医療機関がいまだ不安を抱えています。また、障害者や認知症の方、高齢者など、社会的弱者とされる人達やデジタル弱者にとっては、他者の手助けがあつて初めてマイナンバーカードを申請、取得、更新でき、さらに暗証番号の管理、診察のたびにマイナ保険証を持参するなど困難な状況に直面することが十分に予測できます。拙速な一本化は、健康保険証を持つことができないといった無保険状態を生み出し、保険医療を受けられずに、生命・健康の危険を生じさせるおそれがあります。

このような問題を解決しないまま現行の健康保険証を廃止することは、日本が世界に誇る国民皆保険制度の根幹を揺るがすものであり、今後に禍根を残すことになりかねません。

問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証を存続させ、現行の健康保険証とマイナ保険証の選択制としていた原点に立ち返ることです。

上記の趣旨から、国におかれては、次の事項について実現されるよう、強く要望します。

記

1、マイナ保険証の取得は、マイナンバーカードを事実上使用せざるをえない状況にするものであることから、任意取得が原則であることを明確にすること。

2、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させ

ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 入江 康仁

提出先

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 松本 剛明 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

デジタル大臣 河野 太郎 様

以上でございます。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

ちょっと何点かあるので、まとめて全部言わせていただきたいと思います。

1点目なんですけれども、健康保険証が廃止されマイナンバーカードと資格確認書になった場合の行政の業務について、これまでとどう変わるのかという部分というのをどういうふうに意見書を出された方は考えておられるのかという部分と、陳情趣旨にある、これ陳情書が出てきて、それを意見書にまとめていただいたと思うので、陳情趣旨にあるトラブル等の現状について、提案者としてはどのようにこの地域の状況を把握されたのかという部分と、また現在の健康保険証においてトラブルはあるのかないのかの部分と、もう1点は、マイナンバーカードを持たない方において、発行される資格確認書だと医療を受ける方についてはこれまでとどういうふうになるのか、意見書には、無保険状態を生み出し保険医療を受けられないということが発生すると書かれているのでその点をお聞きます。

もう1点、そもそも健康保険証は、写真の添付がなく、現在は公的な身分証明書としての効力がないというふうになっていると思うんですけれども、この部分は書かれてないかも分

からないんですけれども、意見求める中でこういうことが出てくると思うので、それも分かればお答えいただきたいのと、もう1点、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものというふうにありますけれども、先ほども言わせていただいたんですけれども、国民健康保険料を納付されている方はマイナンバーカードとの連携をされていない方でも資格確認書によって、これまでどおり医療を受けた際の保険適用がなされるのだと思うんですけれども、このような点で制度の根幹を揺るがすのかどうかということをお聞きしたいという部分と、マイナンバーカードを事実上使用せざるを得ない状況にするものであり、任意取得が原則であることを明確にすることを求めるものとあるんですけれども、そもそもマイナンバーカードの取得に関しては任意だというふうに思うんですけれども、これを法案が可決されていますけれども、12月2日以降任意でなくなるというふうな認識なのかということをお聞きしたいと思います。

6点あります。

入江康仁議長

奥村仁議員、今だーと言った中で、提案者もすぐに把握して答えられんと思いますので、まず1点1点の中から答弁してもらっていいですか、今言われたこと……

7番 奥村仁議員

3回じゃなくても大丈夫ですか。

入江康仁議長

いいですいいです、それはこっちで配慮しますので、抜けたところとかそういうところ、また質問された内容をそのまま認識できないところもあると思いますので、そのときはまた言ってもらったらこっちで配慮しますので、提案者の答弁によってちゃんと配慮したいと思うので。

提案者、原隆伸議員。

質問内容、皆把握していますか。大丈夫。

5番 原隆伸議員

ちょっと待ってください。

今、6つのご質問いただきましたんですけれども、この中で、現在の健康保険のトラブルというものについては、ここまで細かくは、トラブルとしてあるものは私は把握しておりません。ただ、今後保険証がなくなって、資格確認書に変わるんですが、この資格確認書は確か申請だったと思います。この申請するのに、老人や認知症を患っている人とか、そういう方

はどうしても、認知症患っている方とかそういう方については、当然人の手を借りなければいけないんですけれども、高齢者でそういうマイナンバーカードという認識に疎い、疎いといったらおかしいんですが、あまり得意としていないというんですか、あまり興味のない方はどうしても申請しにくい、人の手を借りなければならない。

マイナンバーカードについては記載事項が特殊なものもございますし、当然そこには暗証番号もございます。そういう中でどうしても暗証番号というのは人に言わなくちゃならない、家族がいれば大丈夫なんですけれども、家族のいない場合になってくるとそこにやっぱり不安要素が出てくるということが問題でございます。そこら辺で保険全体を考えていたときに、今の保険が残っていれば何ら問題はないということがございます。

資格確認書では、どうしても今までのような保険証の考え方で皆さん、年寄りの方が今までと同じような認識で何ら不安要素がなかったのが、ここに不安要素が表れるということとか、保険業界さんとかいろんな介護に関する施設の方が、申請書類とかそういうのが大変複雑になる、9種類もあげてそこに記入しなければならないというようなことが生ずるようでございます。そうするとやっぱり、資金力のないところとか煩わしい業務になることで、下手すると人手が不足したりするようなことも生じる可能性があります。

そういうことから、この現状のマイナンバーカードに対する、12月2日に廃止することに対する不安が随分と現在あるようでございます。

そして、私も、もう12月2日のことですからどうしようもないなという認識を持っていたんですけれども、ここ最近総理大臣候補の方が複数見直しを語っているということもございまして、今からでも遅くはないのかなという認識を持ちまして、保険協会さんにいろいろ資料を調べたところ、意見書を提出、採択した自治体が日本で180自治体あり、そして、三重県でも四日市、伊賀、それから多気も今検討中というふうにお伺いしております。

そういうことで、質問された議員の回答には直接結びつくとは、的外れな部分もあろうかと思うんですが、ご理解いただければと思うんですが、もしどうしても具体的にということであれば再度ご質問いただければと思います、よろしくお願いします。

もう一つ、皆保険の根幹については、どうしても今の保険が10割と、保険が確立するのに、要するに、日本国民が全員保険制度に入れる組織体というか機構になっているけれども、マイナンバーカードと資格確認書の連携において、もしどこかにそごがあった場合、矛盾が生じた場合、病院に行かれた、治療に行かれた患者さんがその事務処理のために診療を受けられないという事態が生じる可能性があります。それについて、そういう事態のないようにす

るにはまだ体制が整っていない、12月2日よりもっと検討、時間をおいて問題が、デジタルに対する不安がなくなった、そういう頃に、この保険証の中止をすべきであると、そのように期間を延ばすべきじゃないかと、そのように考えます。

資格確認書につきましては、さっきも発言させていただきましたが、どうしても申請の手続が困難であると感じる方がいるということです。それから、この陳情の趣旨については、要するにこの今の12月2日の廃止というには、ちょっと時期が早過ぎる、デジタルの保険証への……

入江康仁議長

ちょっと、原議員、質問内容以外のことも答えているし、質問に対して的確には何も言っていないんですよ、今、いろいろ答弁は。そのところ皆混乱してしまいますから。だから、今から整理して1つ2つと質問してもらいますから、それに答えてください。

そういうことで、ちょっと原議員こちらへ座ってください。

奥村議員、今の質問、質問としては答弁になってないと思うので、1つ1つね、6つあったでしょ、分かるようにひとつ質問してあげてください、これに対してどうだということを。

奥村議員。

7番 奥村仁議員

3回でやるのかなというところがあったので、一番先に全部先に言っておくつもりで言わせてもらったので、ちょっと聞き取りも難しかったかなと思って申し訳なかったんですけども、これに関しては提案者以外の執行部側にもお聞きすることってできるんでしょうか。

入江康仁議長

いや、これはあくまでも提案者。

7番 奥村仁議員

提案者だけですね、分かりました。

それでは、1番最初の部分なんですけれども、健康保険証が廃止されたときにマイナンバーカードと資格確認書になった場合なんですけれども、行政側としてはいろんな業務があると思うんですけれども、それに関しては、提案者も言われたんですけれども、資格確認書が申請式なのかプッシュ式なのかという部分で、これは提案者にしか聞けないということなので、提案者は申請式で申請できなかつたら無保険になるというあれなんですけれども、ここちょっと明確にお願いしたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

私は申請式というふうに考慮して考えています。

それで、申請で無資格者になるというよりも、この申請の名前の記入、そういうものにそ
ごが生じた場合、医療機関において診察を受けられなくなる可能性があるのではないか、そ
ういう意味で、デジタルの、今までこのひもづけとかそういうところで随分、同姓同名があ
ったとか、そういうのが随分ありますので、それが完全になくなった、また今後出てこない
という可能性が否定できないということでございます。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

今の、提案者は申請式というふうな形で言われたんですけども、ちょっと僕が確認した
ところでいうと、資格確認書はマイナンバーカードとひもづけされていない方へのプッシュ
式で発行されるというふうに聞いておりますので、ちょっとその辺もかみ合わない部分があ
るというところ、これは、こちらの判断にさせていただきます。

2 番目に言ったのは、トラブルの現状、これは先ほど最初に、本人は把握しておりません
という形でありましたので、把握されていない文章をそのまま書かれたということで確認し
ました。

3 番目に聞かせてもらったのも、先ほどの資格確認書で医療を受けられない方について
のことなので、それについても結構です。

あとは、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものというところになると、基本的にはこの国
民健康保険を納付されている方については、病院へ行ったときに持っていなかったとしても、
行政とのやり取りの中で医療は受けられるというふうに考えるんですけども、これは受け
られないというふうに提案者は考えられているのかというところをお聞きします。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

お答えします。

2 番目のトラブルの例としまして……

入江康仁議長

2 番目はいいんです。

5 番 原隆伸議員

ごめんなさい。

4 番目の、保険証を持っていない方は一応医療機関では10割の負担で診ていただくことはできます。しかし、現在の中で、段階で、違う人の住所になっていたりそういうところがかつてはあった、そのことによってなかなか治療が受けられなかったという現実があったというところでございます。

そしてそれが、大臣は解決されたと言っていますけれども、現場においては同様のケースが見られたということで、不安要素が払拭されていないということでございます。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

仁議員のあれは、保険証を持っていなかったときでも受けられるのか受けられないのかということを求めている。それを受けられるかどうかだけでいいんですよ。そこをしっかりと行っていただいて。

5 番 原隆伸議員

すみません。

保険証を持っていなかった方については、納税者であることが確認できれば、本来は受けられるはずです。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

今言われたのは、資格確認書とかひもづけのマイナンバーカードを持っていなかった方でも、医療を受けたときは受けられると。基本的には、保険料を納付されていれば保険適用されるということでよいと思うので、今書かれている内容とはちょっとそごがあるのかなというふうに思います。

あとは、マイナンバーカードを事実上使用せざるを得ない状況にするものであるということ

ころと、任意取得が原則であることを明確にすることを求められているというところなんですけれども、そもそも、マイナンバーカードの取得は12月2日以降も任意だと思うんですけれども、その点はこう書かれているのでお聞きします。

これで最後です。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

お答えします。

資格確認書という、マイナンバーカードによるデジタルの申請以外は資格確認書というもので、そこに任意制というのがございますけれども、資格確認書自体が申請を必要としないのか、ちゃんと高齢者でも誰しもが簡単にできるものであるのかということが問題でございまして、ここをきちっとすれば問題がなかろうかと思うんですが、この点にどうしても、任意でできるんであるけれども、その任意が本当に確保できるものであるのかというところが、疑問だということで、今回の意見書の提出に至ったわけでございます。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

すみません、最後に1つだけですけれども、任意かどうかというのを明確にするためというところと言われたんですけれども、任意であるので資格確認書が発行されるというふうにされていると思うので、明確にすることなく任意だというふうに思うので、以上です。

入江康仁議長

はっきり、大事なところですからね。

5 番 原隆伸議員

お答えします。

任意ではございますが、資格確認書の、今まだ発行されていない、現実にはないものでございますので、それがきちっとした安全を確保されたものであるのかどうか、それよりも現在の保険証をそのまま継続する、それで時期をずらす、それがより安全であると、そして、適切である。どのようなお年寄りの方でも今までと同じようなことをやるものですから、誰しも使いやすいと、12月2日にそれがなくなると不安点がどうしても出てくるということが

問題でございます。

以上です。

入江康仁議長

それで、総務大臣松本こうめいって読んだけど、たけあきだから訂正してください。

5 番 原隆伸議員

先ほど、意見書の中で提出先が一部間違えましたので、訂正させていただきます。

読み違えでございました。

総務大臣松本こうめい様というふうに、私読み間違えましたけれども、松本剛明様でございます。

どうも失礼いたしました。

入江康仁議長

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

私もこの件については、いろんなテレビか放映等で、このマイナンバーにすることによって、お医者さんを辞める人もおる、IT社会の1つの負の部分だと思うんです。

それで、提案者の言っていることは、下から3行目の問題解決の最も有効な方法はっていつて原点に立ち返ると言っているけれども、ある程度いったらこれは別に問題ないわけでしょ。だから、ある程度期間を置いてくれということじゃないんですか。12兆8,000億も使って国がやっているわけですから、現予算13兆円だったのが12兆8,000億使う。それはやっぱり国会で決めて通ってるわけだからやってくるけれども、国民としては、やっぱり議員がおっしゃるようなことが出てくると思う。だからここら辺の問題を解決するのに最も有効な方法は、これまでと同様健康保険証の存続、現行の保険証とマイナ保険証の選択制の原点に戻るといふのがあるけれども、ここをやれると同意したい。ある程度のやる猶予期間を持ってもらったほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんです。

当町においては、こういう問題も起こるか分かんけれども、大都市においては、議員の言われることは、恐らくほうってくると思う。チェックしようがないわけですからね、その辺のところのご答弁をお願いします。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

この原点というところが非常に難しい発言になりますけれども、やはり今の制度の根幹を考え、それをずっとやってきたこういうことに携わってきた人間について、やはりそこが物事の出発点であるという原点から、そこをはみ出さないようにするにはという観点から、根幹にというふうな表現を使ったんじゃないかとそのように考えますけれども、そういうことでございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

これね、原点に立ち返るということはね、あり得んと思うんです。

だから、マイナンバーカードというのは、僕も取得しているけれども、最終的には免許証とくっつけて、マイナンバーカードを持っていればこの人はどういう病種、いわゆる病気に対する履歴がぱっと出てくるわけですねインターネットで。この人が例えば交通事故起こしたとか、そこで倒れたとかした場合にそれを持っていれば、この人はどういうお医者さんにかかってどういう薬を飲んだかということが分かるのがこのマイナンバーカードだと、私は思っております。

だから、原点に帰って、診察券では分らんわね、その辺のところをやっぱり政府が国会で決めたならしょうがないけれども、もうちょっとインターバルを延ばすような、例えば、今寝たきりで老人ホームに入っている人だとか、そういうことの認証ということを行っているけれども、もうちょっと柔らかくいったほうがいいんじゃない、私の意見としては、もうちょっと考えて、知識もないし、継続審議にしたらいんじゃないかというような考えを持っています。だから、原点に帰ることはもうちょっと難しいと思う。

だから、政府もその猶予期間を来年の3月までですか、猶予期間を取るわけですね。免許証とくっつけるのはね。その辺については、いわゆるマイナンバーカードをやめたってくっつかんとかと、保険証と免許証と今の保険証でやれということなんですか。

その辺のところのいわゆる意見書、提案者の考えをお聞かせ願います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

お答えします。

マイナンバーカードとのひもづけ、そして新しいカードが新資格確認書が出ますけれども、

そこら辺の詰め合わせがもう少し不十分な部分があるのではないかと、12月2日に廃止するという点については問題がある。だから、要するに保険証をずっと継続するというんじゃなくて、取りあえず廃止する時期をもう少しずらすべきだと。それで、安心できるような状態になれば廃止という流れになろうかと思うんですけども、それまでは12月2日廃止という流れは、ちょっと早いんじゃないかと、私と同じようにほかの自治体でも意見書を提出しているところがあるということは、私と同じような考え方を持っている、ただ、皆保険制度の根幹という部分は適切かと言われれば適切だと思うんです、適切でないかと言われれば適切でないとは言えんと思うので適切だと思うという考えでございます。

そういう意味で、今のこの12月2日に保険証を全面廃止するということについては、時期尚早であるという考え方が私の考え方の原点として、今回意見書を出させてもらいました。

どうしても、私としてはもう決まったものでしょうがないなという意識が強かったんですけども、当初に言いましたように、総理候補がこの問題について話している。日本で、180自治体が意見書を提出している。それから、三重県でも四日市、伊賀、ほかに1件検討しているところもあるというようなことをお聞きしまして、提出すべきであるという判断の下に意見書提出に思いを巡らし、今日に至ったという次第でございます。

以上、ご賛同のほどよろしく申し上げます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

原議員の提案者の意見は、原点ということが非常に弾力性がないわけですよ。

だから、もうちょっとこれを言葉を替えてしていただくと我々もそういうことに対して、国民のためになると思うので、考える必要があると思う。

私も、日本の政治家というのは、やっぱり弱い人のことを考えた政治をしていないのは事実ですね。

だから、その辺の原点というところね、いわゆる今の保険証にしてということでしょ、マイナンバーカードをくっつけんということでしょ、だからマイナンバーカードはカードとして、非常にいい面があるわけですね。それについて弾力性を持った原点原点という言葉を使わんと、もうちょっと考えていただいたらいいんじゃないかなと私は思いますけどね。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

原点という言葉、原点に立ち返ってというところをほかの言葉に替える適切な言葉があるのかということになるんですけれども、どうしても皆保険というのは、1人も医療の世界から取り残さないという考え方でございますので、たとえそれが制度として生まれたものということ以外にも、場面によって生じる、要するに、医療機関及びにその受付段階において生じたことから、皆保険の原点の中に含まれると思います。

そういう点から、要するに国民皆保険の原点というのは、皆平等に治療を受けられますよと、平等といっても若干の差はございますけれども、その思いが実現するかどうかということの意味しまして、要するに医療機関における窓口でのトラブル、そういうことの治療に結びつかない、もしくは治療が遅れる、そのトラブルのために命が脅かされる、そういう可能性が生まれる状態が絶対ないという保障は今のところございませんので、そういう不安のないように、今の保険証を使っている限り皆さん認識していますから、そういうトラブルになる可能性は極めて低いというところで、皆保険というのは保険制度そのものというよりも、現実的に行われた全てのものが皆保険制度の趣旨に沿ったそういうものであるということの意味していると。

そういう意味から、皆保険という言葉を使っているというふうに考えます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

3 番 岡村哲雄議員。

3 番 岡村哲雄議員

3 番、岡村です。

これ、ちょっと読ませていただきまして、私、趣旨には賛成でございます。

ただ気になることがありまして、下の記で、先ほど奥村議員が言われましたけれども、1 番については、やっぱり任意取得が原則とかそのまま変わっていないと思います。

ただ2 番について、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは現行の健康保険証を存続させること、これは賛成でございます。

私自身はデジタルは結構好きなので、こういうことは賛成なんですけれども、ただ、今、私の身内でもマイナカード作っていない人間がおります。そういった方の自由というのかね、そういったことを保障するために、まだ不安がある状態では、やっぱり健康保険制度と、今

後も不安が払拭されるまでは存続させるようにしていただきたいなと思いました。12月2日に限らずですね。

それと、私この意見書でちょっとやっぱりきついなというところ、何点かあります。

先ほどにも話題になっていますけれども、これが将来一本化されても、国民皆保険の制度が根幹を揺るがすものではないと思っています。

無保険状態にも僕はならないと思っています。保険料さえ納めていたら保険を受ける資格はあるんです。ただ、この問題では資格証明書がなくて窓口で10割負担の方が出るかは分かりません。そんな混乱があることが1点あります。

ただ、うちの身内もいるんですよ、何でマイナンバーカード取らないかといいますと、やっぱり貯金とか、ああいうものひもづけされるとか、あるいは情報が外へ漏れることが不安だと言うんです。それだったら仕方ないなと思います。

そういった方が自由に選択できるようにしていただきたいということで、原議員にお聞きしたいのは、この意見書そのままじゃなくて改定して意見書を出すんでしたら、私は賛成したいと思っています。その一部を抜いてもらうということとか、記のところで2番だけにしてもらうとか、そういうことでしたら私賛成ですけども、そういう改正はできるんですか、それ聞きたいです。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

今の状態で、誤った人の医療情報の開示とか、無保険扱いになったり、そういうことが、さっき言った医療保険の根幹というところに結びつく可能性があるよと、その可能性を排除するという意味でつけたものですから、それは機構に対する、システムに対する話と考えるよりも、考えるというか、そこだけにこだわるんじゃなくて結果としてそれに反する行為が生まれる可能性があるよということで、その場合にはそういうことにつながるんじゃないかということを意味していますので、この表現自体が不適切だと断言するのともうかと思うんですが、そういうシステム全体のことを言っているんじゃないよということをご理解いただいて、賛同願えれば幸いです。

以上、よろしくお願いします。

入江康仁議長

岡村議員。

3 番 岡村哲雄議員

3 番、岡村です。

私も趣旨は賛成なんですけれども、この文章そのものと、ちょっと賛成しかねる部分
が若干あるということなんです、よろしいでしょうか。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

11 番 近澤チヅル議員。

11 番 近澤チヅル議員

健康保険証の存続を求める意見書の賛成討論をさせていただきます。

私は賛成議員でもあり、なぜ賛成なのかという疑問に思っている部分は、議案第50、後期
高齢者のところで詳しく全国的な流れは述べさせていただきました。その部分は省略させ
ていただきます。数時間か数十分前の話ですので、何よりも今回の政府のマイナンバーカー
ドを保険証にするというものにおかしいなと思うのは、今の保険証に何か不都合があつてカ
ードに変えるというものならば理解はできるんですけれども、それが何もない、そして任意
であるカードを全体の保険証にしてしまうということは理解できません。

そして、12月2日までにカードの方と確認書の方への移行があと2か月余りで、完全にス
ムーズに移行するのかなという不安があります。そして、それらが皆保険の根幹に関わる問
題になってくると思います。

また、医療機関で今カートリッジを置かれている医療機関もありますが、あれは全部医療
機関の自己負担で、国からの補助はありません、医療機関の負担です。でも、それを使って
カードで今でも医療を受けられるわけですから、そうすると医療機関、保険証で見るよりも
報酬が高くなっております。

とにかく国が移行へ移行へいろんな形、税金を投入しております。

そして資格確認書で医療を受けた場合、僅かですが、初診料その他医療費がカードで受けた場合よりも高くなります。そういう事実もございますし、任意のカードを保険証にするのに疑問があります。

また、この間地域の高齢者の方数人から、私、カードをかばんの中に入れて美容院に行くのには不安があるので家に置いてあるし、あんなの持って行きたくないんだけど、今まで使っている保険証は使えないのかという声をたくさんいただいております。資格確認書が出るから大丈夫よというお話はさせていただいておりますが、高齢者の方は生きていくだけで本当に、年を取るということは大変な酷なものがございしますが、さらに追い打ちをかけるような今回のマイナンバーカードを保険証にするということに対して国に、任意が原則であることが明確なのに、保険証にするというと国民は任意じゃないのかなと思ってしまうから、任意が原則であるということを明確にしてほしいというこの意思であると思いますし、それが払拭されるまでどちらも利用できる、そういうものにすることが私はベストだと思い、今回の意見書には賛成をいたします。

以上です。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 意見書案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（少数起立）

入江康仁議長

起立少数です。

したがって、本案は否決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可いたしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月3日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程をいたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政経営に当たってまいります。

さて、9月も中旬に差しかかり、これから台風の襲来や秋雨前線等が気になるところでございますが、10月と11月に幼稚園や小中学校で運動会が開催され、子どもたちの元気いっばいの姿が見られることと思います。

また、今年は熊野古道世界遺産20周年を迎え、多くの皆様が町内の5つの峠道を来訪いただいております。今年は例年に比べて熊の出没が多く、三重県熊アラートが発表されておりますので、山などへお入りになる際には、大きな音の鳴る鈴などを身につけていただくなど、十分お気をつけてくださいますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、残暑の中にも秋の訪れを感じる季節となりました。今年の夏は酷暑といえる日が続き、夏の疲れが例年よりも強く出ることが懸念されております。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、実り多き秋となりますようお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和6年9月紀北町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月3日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆

様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

なお、決算認定議案を審議するため、決算特別委員会が設置され、継続審査となっております。委員各位におかれましては、慎重なる審議をお願いいたしたいと思います。

終わりに、まだまだ暑い日もありますが、これから徐々に秋も深まり、寒い日も多くなります。皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和6年9月紀北町議会を閉会いたします。

皆さん、どうも本当にご苦労さまでございました。

(午前 11時 55分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 宮地 忍

紀北町議会議員 岡村哲雄